



目議第604号  
平成30年6月7日

様

目黒区議会議長  
おのせ 康 裕

### 質問通告について

平成30年6月18日開会の第2回目黒区議会定例会における質問通告  
が下記のとおりありましたので通知します。

### 記

#### 一 般 質 問

質問者氏名 西 村 ち ほ  
目 安 時 間 4 5 分

#### 1 防犯カメラについて

- (1) 区内防犯カメラの設置状況とそれに対する評価、今後の取り組みについて伺う。
- (2) 本区では「区有施設における防犯カメラの設置及び運用基準」を制定し、また、町会・自治会等地域団体も区に準じた運用基準を制定することで、防犯カメラの適正管理に努めている。区内防犯対策と個人情報保護の観点から、運用状況については区がしっかりと把握しているべきと考えるが、地域団体が設置した防犯カメラの変更・廃止や映像の利用について、区への届け出はどのように定められているか。また、区管理を含め、これまでの映像提供・犯罪捜査への活用状況について伺う。
- (3) 公園や児童遊園は特に、子どもの安全対策として防犯カメラの設置を求める声大きい。区民の不安払拭のためにも、公園の管理者として積極的に整備を進めていただきたいが、現在の状況と今後の取り組

みについて伺う。

## 2 目黒区民等を優先する図書館サービスについて

目黒区立図書館は、利用のための貸出券登録に在住・在勤・在学などの条件がない。誰もが利用できる開かれた図書館である一方、人気のある本は予約で3年待ちにもなり、貸出サービスの低下につながっている。本区のように貸出利用登録に条件がないのは23区中9区で、それ以外の区は何らかの条件を付けている。目黒区の予算で設置・運営されている図書館は、第一として目黒区民へのサービス向上に努めることが基本である。現在の不便な状況を鑑み、貸出券登録への条件付けや、貸出・予約数に差をつけるなど、目黒区民等を優先する図書館にすべきではないか、所見を伺う。

## 3 生徒減少時代における中学校部活動の活性化について

少子化に加えて私立中学校への進学率増により、区立中学校の生徒数の減少が進行している。それに伴い、活力ある学習活動や部活動の展開に制約を生んでいることは、区立中学校の適正規模化を推進している本区も認識しているとおりである。運動部の存続の危機を懸念したスポーツ庁が、今年3月19日に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表したところであるが、もはや学校単位で解決できる問題ではなく、区が主導して抜本的な部活動改革に取り組むべきと考える。

そこで、目黒区立中学校の部活動の現状と、今後の存続・活性化へ向けた取り組みについて伺う。

質問者氏名 関 けんいち

目安時間 40分

## 1 人生100年を謳歌するために

第4次産業革命は、あらゆるモノがインターネットにつながり、蓄積する様々なデータをAI（人工知能）等を使って解析し、新たな製品・サービスにつなげようとしている。人の扱う仕事は性質が変わり領域も狭まることが予想され、学生時代に身に付けた知識だけでは終身での雇用は通用せず、仕事といかに向き合うかが懸念される。一方、政府は昨年度、働き方改革実行計画を基に「人生100年時代構想会議」を発足

させ、「働き方」と、老後の「生き抜く力」について議論を深めている。

目黒区においても、課題に沿った準備を進める観点で、以下質問する。

- (1) 再就職する方が増大していくと考えられるが、ワークサポートめぐるを活用し、区内中小企業、小規模事業者との仕事のマッチングも見据えた学び直しが出来る環境整備について、所見を伺う。
- (2) 人生100年を謳歌するには、肉体的・精神的な健康寿命を、各人の終身寿命に近づけることが肝要だと考える。そのためには、健康体操のみならず、精魂込めて働いてきたサラリーマンの方などは、定年後の孤立を防ぐために、今後生きていく上での人とのつながりや生きがいづくりについて、強く認識する機会を持つべきと思うが、所見を伺う。

## 2 立て替え払いについての提案（各種助成金や給付金等）

個人が目黒区から助成金を受ける際、会計事務規則では助成金の前払いが出来るようになっている。しかしながら、各助成事業ではそれぞれの要綱で支払い方を決めている。保険給付においても高額療養費など限度額認定を受けていなければ、一時的に全額負担するよう強いられることもある。立て替えずに済むなら一時でも費用負担が軽減された方が利用者にとっては助かるはずで、目黒区もサービスの利用促進が図れると考える。該当する事業について、区民サービスの充実を目指す観点で、以下、質問する。

- (1) 感震プレーカーの設置助成が、平成28年度は50件の募集中45件、平成29年度が15件と伸び悩んでいる。当初8万円の機器を取り付けるイメージが先行し、立て替えるには高いと感じたのではないか。足立区では、区に相談し要件が満たせば、申請者は実際の設置費用から助成額を差し引いた代金のみを電気工事店等に支払えば良いという対応もしている。目黒区もやり方を再考し拡充すべきと考えるが、所見を伺う。
- (2) 高額療養費については、所得に応じた1か月当たりの限度額が決められているが、限度額内で医療機関の窓口精算する場合は、あらかじめ各保険者に事前申告する必要がある。この制度を知らなければ、高額療養費を窓口を立て替えなければいけないが、制度を区民に浸透させることについて、所見を伺う。

### 3 住み続けられる街となるために

平成30年度予算審議で、目黒区の定住対策として、ファミリー世帯が区内に戸建てやマンションを購入する場合、100万円を資金援助してはどうかと提案したところ、助成を受けられない世帯との公平性や個人の資産形成に介入するように映り、理解が得られるか難しいとの答弁を受けた。仮に定住がかなえば、地域コミュニティの持続・発展、街づくり参画への期待、安定的な税収の確保など、目黒区としてのメリットは大きいと考える。そこで、以下質問する。

- (1) 現状のファミリー世帯家賃助成制度は月額2万円だが、3年間の年限があるため、助成期間終了後の定住については大きく期待が持てない。目黒区はファミリー世帯の定住化についてどう考えているのか、所見を伺う。
- (2) 北区と台東区では三世帯同居の住宅助成を行っており、目黒区が懸念する考えに風穴を開けているものだと思う。地価が高くて家賃相場が23区平均より、月当たり19,000円高い目黒区の事情を鑑みて、購入した新居への転宅費を支援するなど資産に関わらない部分で、目黒区独自の定住支援を検討すべきと考えるが、所見を伺う。

質問者氏名 松 嶋 祐一郎

目安時間 55分

#### 1 目黒区の保育の質を守り向上させることについて

昨年9月に出された「新たな保育所待機児童対策の取組方針」では、2018年4月～2021年4月までに3,077名分の整備目標量を掲げ、2020年までに待機児ゼロを実現する目標を立てた。認可保育園の増設は、切実な区民の要求であり、この取り組みの着実な実施が求められる。しかし、急激な保育園増設を優先するあまり、最も重要な保育の質がなおざりになってはならない。ある新規開設の認可園では、今年4月の入園式で職員もそろっていない中で開園するなど、混乱が生じ、子どもはいつまでも慣れずに毎日泣いていると保護者からの声上がる。また、園によっては、保育士不足のなかで育休や産休の補充が利かず、一人一人の保育士の過重負担や労働強化が起こっている事例も起きてい

る。こうした状況のもとで、一番の犠牲は子どもたちである。

子ども条例を持つ目黒区は、その基本の考えに「子どもの幸せを第一に考えること」を明記している。目黒区の子育て支援と保育行政にそれが貫かれているかが、今、問われている。保育の質を守り、向上させるための目黒区の取り組みについて伺う。

(1) 目黒区保育の質ガイドラインを制定せよ

かつて目黒区では、保育園は区立中心であり、保護者と目黒区がともに、協力しながら目黒区の保育を作り上げてきた歴史がある。しかし、現状では、保育事業や実施主体が多様化する中で、保育サービスに公私格差が生じ、不祥事やトラブル、苦情なども起こっている。区内全ての保育施設に、目黒区子ども条例にある「子どもの幸せを第一に考える」保育が徹底される必要がある。子ども総合計画の改定に際し、保護者、事業者、地域、行政が一丸となって目黒区の保育理念とそれに基づく「目黒区保育の質ガイドライン」を制定することが、今こそ必要だと考えるがいかがか。

(2) 急増する企業主導型保育施設への対応について

保育需要が高まる中で、様々な民間事業者の参入が行われている。認可外企業主導型保育施設も、祐天寺駅や緑が丘駅などで、すでに8カ所で設置されているが、内閣府によれば、昨年立ち入り調査が行われた全国の企業主導型保育施設で、4.32カ所のうち7割にのぼる303カ所で基準を満たさないなど、指導が必要だった。保育士が不足している時間帯がある施設もあった。企業主導型保育施設には、地域枠が設けられており、地域住民も空きがあれば利用できるとしている。企業主導型保育施設については、目黒区内の保育施設として、目黒区が状況を把握し、区主催の研修や、認可園との交流など、保育の質を向上させる取り組みを進めるべきと考えるがいかがか。

(3) 巡回指導と支援体制の強化を

2015年に子ども・子育て新制度が始まってから、保護者や保育士から日本共産党目黒区議団に寄せられた相談の中には、保育の質が保たれているのかが問われる深刻なものがあった。ある小規模保育園で雇用トラブルから保育士が全員辞める事態になり、職員体制ができていないと、保護者からの相談や、別の小規模保育園の園長からは、

本部の上司からのパワハラや、出勤のタイムカードも遅く押させるサービス残業で、子どものための保育ができないと泣きながらの相談もあった。ある新規開設の認可園では、今年4月の入園式で職員がそろわず、混乱が生じ、子どもはいつまでも慣れずに泣いている。せっかく認可に入れたけれど、前の認可外の園に戻りたいと母親からの泣きながらの訴えもあった。保育園の運営に責任を持つ目黒区として、子どもたちが安心して保育を受けられる権利を保障するための、保育園の巡回指導とサポート体制の強化が必要だと思いがいがか。

(4) 目黒区の保育士確保の取り組みについて

区立保育園では、2018年4月1日現在、保育士の産休・育休に伴い、23人の職員の不足が生じた。そのうち人材派遣で13人を補充しているが、現在10人の欠員が生まれている。こうした中で、目黒区の保育士配置基準に満たない園が生じたり、正規職員が超過勤務で対応している実態が生まれている。保育士不足は、質に直結する。区立保育園の対応について以下質問する。

ア どの自治体も保育所整備を急速に進めており、保育士の確保が非常に難しい中で、育休・産休代替職員の保育士補充は、派遣ではなく、正規職員として採用すべきと考えるがいがか。

イ 区立保育園の廃止はやめるべきである。目黒区は、行革計画の中で、廃止を順次進めている。しかし、公的保育は、どのような経済状況の下でも、子どもたち一人当たりの面積や保育士の数、保育士の労働環境など、基本となる「保育の質」を保つという役割がある。また、延長保育、産休明け保育、障害児保育など、豊かな保育を保護者と共に作り上げてきた歴史がある。保育士の配置基準の緩和などが進められようとする中で、公立保育園は目黒の保育の質を守る砦である。廃止はやめるべきと考えるがいがか。

ウ 区立保育園では、ただでさえ人手が不足している中で、保育士の労働強化は深刻である。保育士が、余裕を持って子どもと向き合えるための、負担軽減のための事務作業の見直しが必要と考えるがいがか。

(5) 民設保育園の処遇改善と保育士確保について

ア 世田谷区では、民間の保育園に対する補助金の交付要綱に、保育

士の待遇に関する規定を盛り込んでいる。開設して2年目以降の保育園が、補助金を受けるには、前年度の経常収入に対する人件費の比率が50%以上であることを条件にしている。この基準を満たさなければ、補助金の額でいうと2,000万円から3,000万円が出ないということになる。保育士の人件費が下がらないように、具体的で実効性のあるルールを設けている。保育士の処遇改善こそ保育の質を高めることにつながる。目黒区でも株式会社の参入が増える中で、保育の質を守るためにこうした要綱を設けるべきと考えるがいかがか。

イ 保育士確保が困難な中で、中小規模の民設保育園では、求人のための時間や費用に大きな負担が生じている。目黒区が、保育士人材確保に向けて、保育施設の求人情報を掲載したインターネット上のポータルサイトの運用を行うべきと考えるがいかがか。

(6) 医療的ケアが必要な子どもへの支援体制の強化を

目黒区では2014年より医療的ケアが必要な子どもの受け入れを始めたが、職員体制が不十分な中で、医療的ケアが必要な児童への対応で現場が疲弊している。区立保育園の現場では、園に1名看護師が常駐しているが、医療的ケア児が入園した園では、看護師資格を持つ職員をきちんと加配し、受け入れ体制を強化すべきと考えるがいかがか。

2 目黒区パートナーシップ条例の制定を

東京都は、今年5月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）」を公表し、来年4月の施行を目指している。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け「性的マイノリティを理由とする差別のない東京」を実現するためである。しかし日本では、いまだにその人の性別や性的指向、性自認による差別や偏見が残っている。財務省や狛江市長のセクハラ問題に象徴されるように、個人の尊厳が踏みにじられる事態が続いている。MeTooの運動に象徴される、セクハラや性差別は許さないという国民世論がかつてなく大きなものになる今、目黒区がいかに性の多様性を認め、「個人の尊厳」を擁護し、差別の根絶に向き合うのかが問われている。

(1) 同性パートナーシップ条例の制定を

同性カップルが社会生活において差別や偏見にさらされ不利益を被る事例は枚挙にいとまがない。目黒区男女平等・共同参画推進計画では、性的マイノリティについての啓発が掲げられているが、具体的な差別解消の取り組みは明記されていない。東京都が発表した新条例のポイントでも、「差別の解消と理解促進は、どちらが欠けても不十分な、いわば車の両輪」と述べられている。目黒区が啓発を掲げながら、差別解消に立ち遅れていることは重大な問題である。渋谷区、世田谷区や中野区などでは同性のパートナーシップを認める条例や要綱が制定され、港区では「パートナーシップ制度」の導入を求める請願が区議会で採択された。当事者らでつくる市民グループは、今年の6月議会に合わせ、特別区を中心とした23市区町議会に請願書の一斉提出を行うとしている。啓発という点でも、区民参加で同性パートナーシップ条例を作りあげることこそが、最も大きな啓発であると考えられる。

区の見解を伺う。

(2) L G B Tなど性的マイノリティに配慮した行政の対応について

目黒区は、一番身近な行政窓口として、様々な暮らしの場面で日々区民と接している。性的指向や性自認による不利益をなくすために、窓口の対応や施策の在り方について具体的な改善が求められる。

ア 目黒区では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け機運醸成事業を行っているが、オリンピック憲章に謳われる人権尊重の理念に基づいて、正面玄関ロビーの展示コーナーで、L G B Tに関する啓発を行うべきと考えるがいかがか。

イ 目黒区として、行政窓口や学校現場での区民対応マニュアルを策定し、職員と教職員に対する研修を行うべきと考えるがいかがか。

ウ L G B Tへの電話相談窓口を設置すべきと考えるがいかがか。

(3) 公営住宅の入居の問題について

現在目黒区の高齢者福祉住宅、区営住宅、区民住宅の使用者の資格要件は、性的マイノリティのカップルは当てはまらない。こうした不平等な対応は、性別で差別してはならないと規定する憲法14条、法の下での平等に反するのではないか。条例改正が困難であれば、世田谷区など先進事例も研究しながら、早急に目黒区でも同性カップルが入居可能な仕組みを作るべきと考えるがいかがか。

質問者氏名 西 崎 つばさ

目 安 時 間 4 5 分

#### 行政改革について

(1) R P Aについて

R P Aを導入し、従来の業務執行方法を見直すべきと考えるが、所見を伺う。

(2) ペーパーレス化について

R P Aや働き方改革などの観点からも、庁内のペーパーレス化に取り組むべき時期に来ていると考えるが、検討状況を伺う。

質問者氏名 山 本 ひろこ

目 安 時 間 3 0 分

#### 目黒区におけるオンライン申請の利活用状況について

##### 【パネル使用】

2000年に、e-Japanとして、総務省がIT基本戦略を策定し、その後、2015年にはマイナンバー法、2017年には官民データ活用推進基本法と、行政手続の原則オンライン化を国を挙げて推進しているが、どこの役所でも未だ紙と対面が基本になっているのが実情である。平成28年発行の目黒区情報化推進計画では、「ICTを活用した区民サービスの向上」を理念として掲げ、37の施策を並べながらも、行政手続のオンライン申請を推進する施策に欠けている。これは平成21年度の情報化推進計画には記載がありながらも、一向に達成されないままであるが、本来、一番基本となるICT活用方法である。そこで伺う。

- (1) 目黒区ではオンライン手続のために、東京都の電子申請システムを利用している。このシステムの負担金と委託金で年間265万円余の支出をしているが、昨年度の利用実績3,798件で割り返してみると、1申請あたりに700円のコストがかかっていることがわかる。利用率を上げなくては、コスト単価は下がらない。一方で、めぐろ区報やSNS、メルマガ等の広報物からQRコードやリンク等でのオンライン申請への誘導がほとんどなされておらず、ホームページ上でも見つけにくい。利用率向上のために、広報の改善を行うべきと考えるがいかがか。

- (2) 他区の活用事例では、子育て関連の手續や戸籍住民窓口での手續など、労働者世代がよく利用する手續のオンライン化が充実している。また、目黒区のオンライン申請の利用状況でも、TOP3は乳がん検診、登録制自転車置き場、産前・産後支援ヘルパーであり、特に乳がん検診では5割、産前・産後支援ヘルパーでは9割以上の利用者がオンラインで申し込んでいる。このように、パソコンやスマートフォンに慣れ親しんだ比較的若い世代が多く利用する手續から、オンライン化を積極的に進めていくべきではないかと考えるがいかがか。
- (3) 紙で受け取った申込書は、職員が手入力せねばならず、不用な人件費が割かれてしまうため、オンライン申請による申込みは、区民にとっても「いつでもどこからでも」という利便性があるだけでなく、行政運営においても非常に大きな効率性をもたらす。しかし、区民に普及しない状況では、むしろ余分なシステムコストが費やされるだけになってしまい、単にオンライン申請というオプションを増やすだけでは事務処理の効率化につながらない。「ICTを活用した区民サービスの向上」、「ICTを活用した事務効率の向上」の両方に真摯に取り組むには、オンライン申請化をしたものについては、基本を電子申請とし、紙の申請は特別事情がある場合のみ可という位置付けにするというような、原則、オンライン化に向けたルール作りが必要と考えるがいかがか。
- (4) 目黒区の行政手續のオンライン化は進んでいない。昨年度の実績では66種別の行政手續のオンライン申請が利用されたと公表しているが、実施数の報告だけでは目黒区の行政手續全体のうちのどれくらいの割合なのかがわからない。全行政手續におけるオンライン申請の割合を見える化していくことで、しっかりと目標数を設定し、進捗を共有し、庁内各部署でのオンライン化へのモチベーションを高め、より多くの手續をオンライン申請化していくべきではないか。

また、カウント方法としても、1回限りの講座を「手續の種別」としてカウントするのは煩雑である。平成30年6月6日時点において、ホームページ上の電子申請一覧を見ても、25の手續しか掲載されていないが、ここに掲載される単位でのオンライン手續の割合を調査、公表していくべきではないか。